

情報の取扱いに係るデジタルプラットフォームビジネスの刑事規制

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-03-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永井, 善之, NAGAI, Yoshiyuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00068972

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



情報の取扱いに係る デジタルプラットフォームビジネスの刑事規制*

永井善之

- 一 はじめに
- 二 情報の集積者としての規制
 - 1 外国法
 - 2 個人情報保護法
 - 3 電気通信事業法
 - 4 独占禁止法
- 三 情報の媒介者としての規制
 - 1 民事責任 — プロバイダ責任制限法
 - 2 刑事責任
- 四 おわりに

一 はじめに

本稿は、その事業者が取扱う情報という観点から、デジタルプラットフォームビジネスに対して科されうる我が国における刑事法的規制について、その現状や課題を確認することで、その今後の在り方への展望の手がかりを得ようとするものである。

* 本稿は、日本刑法学会第100回大会におけるワークショップ「経済刑法」（2022年5月23日、関西学院大学）での報告内容に、その後の立法動向等を加筆したものである。本ワークショップのオーガナイザーである関西学院大学教授平山幹子先生、並びに本ワークショップでともにご報告を頂いた東京経済大学教授中里浩先生、岡山大学教授神例康博先生をはじめ、フロアより貴重なご意見、ご質問を頂いた諸先生方に対し、厚く御礼を申し上げる。

「デジタルプラットフォーム」(以下「DPF」ともいう。)とは、我が国において2021(令和3)年2月1日より施行されている「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律¹⁾」(令和2年法律38号。以下「特定DPF取引透明化法」という。)2条1項によれば、次のように定義されている。

第二条 この法律において「デジタルプラットフォーム」とは、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築した場であつて、当該場において商品、役務又は権利(以下「商品等」という。)を提供しようとする者の当該商品等に係る情報を表示することを常態とするもの(次の各号のいずれかに掲げる関係を利用したものに限る。)を、多数の者にインターネットその他の高度情報通信ネットワーク(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号に規定する放送に用いられるものを除く。)を通じて提供する役務をいう。

一 当該役務を利用して商品等を提供しようとする者(以下この号及び次号において「提供者」という。)の増加に伴い、当該商品等の提供を受けようとする者(以下この号において「被提供者」という。)の便益が著しく増進され、これにより被提供者が増加し、その増加に伴い提供者の便益が著しく増進され、これにより提供者が更に増加する関係

二 当該役務を利用する者(提供者を除く。以下この号において同じ。)の増加に伴い、他の当該役務を利用する者の便益が著しく増進され、これにより当該役務を利用する者が更に増加するとともに、その増加に伴い提供者の便益も著しく増進され、これにより提供者も増加する関係

1) 本法についてはさしあたり、北島洋平ほか「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の概要」NBL1174号(2020年)11頁以下を参照。

このようなDPFは、①「多数の者が利用することを予定して」構築した場を「多数の者に」提供する役務であること、という多面性、②「電子計算機を用いた情報処理により構築」され、商品等に係る情報が表示される場を「インターネットその他の高度情報通信ネットワーク」を通じて提供する役務であること、というデジタル性、③「提供者……の増加に伴い……被提供者が増加し、その増加に伴い……提供者が更に増加する関係」、又は「当該役務を利用する者……の増加に伴い……当該役務を利用する者が更に増加するとともに、その増加に伴い……提供者も増加する関係」という、間接又は直接のネットワーク効果、を特性とする²⁾。つまり、DPFビジネスとは、ごく大雑把に言えば、多数の人々によって様々な商品やサービスのやりとりがなされることになる場、即ちプラットフォームを、電気通信システム上で構築して提供するというビジネスモデルのことである。例えば、商品の売買の場合、従来までは店頭において（非デジタル性）、売り手と買い手という二当事者間の直接的で一面的な取引によること（非多面性、ネットワーク効果不存在）が一般的であったが、これではお互いにその取引相手を見つけることは必ずしも容易ではなかった。これに対して、多数の売り手が様々な商品を出品し、多数の買い手がそこにおいて様々に商品を選択して購入することのできる場（プラットフォーム）が設計されると、このようなプラットフォーム（これは、プラットフォームの設計者として、アーキテクチャとも称されうる）とその利用を希望する売り手、及び買い手のそれぞれとの間においてもビジネス関係が形成されることになる。このような、従来の二当事者間のみの取引の場合とは異なる「多面性」（前記①）があること、また、このようなプラットフォームは、その利用者である売り手や買い手の数が増加すればするほどその利便性が増すという、一般に「ネットワーク効果」（同③）と称される効果を生じること、更に、これらの取引が情報通信の容易で

2) 渡邊涼介ほか編著『デジタルプラットフォームの法律問題と実務』（青林書院、2021年）227頁以下参照。

迅速なオンラインで行われることで、その市場規模が短期間で著しく拡大するという「デジタル性」(同②)をもつこと、がDPFビジネスの著しい特徴となっている。また、これらのゆえに、その事業主体はいわゆるGAFAやBATH³⁾に代表される、グローバルに大規模化した巨大企業ともなりうる。

このように、DPF事業者は極めて大規模化しうるところ、そのような大企業となった事業者はプラットフォームの利用者という取引相手との間に圧倒的な優位性を有しており、また、それらの事業者には様々な情報が大量に集積されることとなるほか、それら事業者のなかにはデジタル通貨の発行を試みるものも登場するなど、そのもちうる経済的社会的な圧倒的影響力は一国家によるものにも匹敵しうると評される程となっている。そのため、これらDPFビジネスについては、当初はGAFA等の母国ではない欧州において、また近時はこれら大企業の母国や我が国においても、その適切な法的規制の在り方についての検討が行われ、既に実施されつつある。

我が国におけるこのような法的規制に係る検討の際の視点ないし枠組は、必ずしも明確に画されうるものではないが、一般的には、DPF事業者によるおおむね次のような事業活動の諸局面に応じたものとなっている。即ち、第一は、(1) DPFという「場の提供者」、という側面である。このような側面においては、DPF事業者は、その提供するDPFの利用を希望する者、例えばそこでの商品販売を希望する者、あるいはそこでの商品購入を希望する者、といった人々と取引関係にたつことになる。同時に、DPF事業者は、これらの人々によるDPF上での商品やサービス、あるいは様々な情報のやり取りを媒介することになるため、DPF事業者には、これらの人々に関する、あるいはこれらの人々が扱う様々な情報が集積されることになる。以上のような、場の提供者という側面に関しては、大企業たるDPF事業者と取引関係にたつ

3) GAFA、即ちアメリカの主要IT企業 (Google, Apple, Facebook, Amazon) のみならず、近時はBATH、即ち中国の大手4社 (Baidu, Alibaba, Tencent, Huawei) もその国際的プレゼンスを大きく高めつつある。

個々の利用者の保護という消費者保護、また、DPF事業者が集積する個人情報やその媒介する情報の保護、といった点が重要な法的課題となりうる。ついで、第二は、(2) DPFという「場の設計者」、という側面である。ここでは、DPF事業者はDPFの在り方や運用方法等を決定することになるため、その利用を希望する者との間の契約関係等を自ら決定しうることになる。そうすると、ここにおいても、その利用を希望する個々の消費者の保護等が重要な法的課題となりうる。更に、第三には、(3) DPFという「場の利用者」、という側面である。これは、DPF事業者自身もそのDPFにおいて他の利用者と同様に、商品やサービスの提供等といった取引活動をなすプレイヤーでもありうるという側面であるので、ここでは、他の利用者との関係での公正な取引の確保といった点が重要な法的課題となりうる。

以上は、DPFビジネスの各側面に応じた法的考察の枠組みであるが、実際にも、我が国政府がこれまでのところ行ってきたDPFビジネスをめぐる法的規制の検討は主に、競争政策（即ち競争法）の分野、消費者保護（即ち消費者法）の分野、情報保護（即ち情報法）の分野、といった諸分野についてであり、これらは、前述のDPFビジネスの3つの特性との関係では、もとより画然と対応関係に立つわけではないものの、おおむね、競争政策は(3)「場の利用者」、消費者保護は(1)「場の提供者」や(2)「場の設計者」、そして情報保護は(1)「場の提供者」、に関するものといった対応関係にあるといえることができる。このうち、競争政策に関しては、2021（令和3）年2月1日には前述の特定DPF取引透明化法が施行されており、本法においては特定DPF提供者と商品等提供利用者との関係の規律が定められている。また、消費者保護に関しては、一定のDPF事業者に消費者保護のための措置を講じる努力義務を課する「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律⁴⁾」（令和3年法律32号）が2022（令和4）年5月1日に

4) 本法についてはさしあたり、榎本英之ほか「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の概要」NBL1202号（2021年）4頁以下を参照。

施行されている。更に、情報保護に関しては、2020（令和2）年には「個人情報保護に関する法律」（平成15年法律57号）の、同年及び2022（令和4）年には「電気通信事業法」（昭和59年法律86号）の各改正法が成立するなどしている（二2、3参照）。

以上のように、我が国においても、DPFビジネスに関する法的規制については、競争法、消費者法、情報法といった領域においては積極的な検討が蓄積され⁵⁾、それを踏まえた立法的対応も図られている一方、刑事実体法の分野においては、解釈論、立法論ともに、これらのビジネスとの関連での規制の必要性やその在り方等について具体的な検討がなされるといった動きは、現時点においてはみられない⁶⁾。もっとも、前述のような主に民事法領域における議論や立法動向の背景には、DPFビジネスが現代の社会経済活動に不可欠となる程の重要な地位を占めており、今後もそれが拡大することはあれ減少することはありえないと考えられる一方で、その事業の規模や主体が大規模化、超巨大化しうることによる、情報の非対称性をはじめとする消費者ないし利用者側との関係性の不均衡、それに伴う諸問題といった多くの課題

5) 前述の諸立法の背景ともなった政府内での研究会等での検討のほか、学界での議論としては、近時の雑誌における特集や連載に限定しても、「小特集・デジタルプラットフォームと独占禁止法」法時91巻3号（2019年）54頁以下、「連載・デジタルプラットフォームと経済法・国際経済法」法時91巻5号（2019年）106頁以下、「特集・デジタルプラットフォームをどのように受け入れるべきか」現消46号（2020年）4頁以下、「特集・デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に向けて」ひろば74巻5号（2021年5月1日）4頁以下、「連載・デジタル・プラットフォームビジネス研究の最前線」法時93巻5号（2021年）104頁以下、「特集・デジタルプラットフォームと独禁法」経法42号（2021年）1頁以下、「特集・デジタルプラットフォームと消費者の保護—消費者法における新たな法形成の課題」消費者法13号（2021年）3頁以下、「小特集・プラットフォームビジネスに関する学際的研究の手法」法時93巻12号（2021年）69頁以下、「連載・プラットフォームビジネスの展開と法規制の動向」NBL1205号（2021年）12頁以下、「小特集・欧米のデジタル・プラットフォームビジネス規制の動向」法時94巻8号（2022年）56頁以下等、数多く存在する。

6) 品田智史「プラットフォームビジネスと刑法学」法時93巻12号（2021年）93頁以下参照。

の存在があるといえようところ、これらの課題が刑事規制を要請する程度にまで至る可能性は想定されうるところであり、このような意味で、DPFビジネスに対しては刑事法も無関係ではいられないであろう⁷⁾。

このような、DPFビジネスに対する刑事法的規制をめぐる（主に立法論的な）課題としては、総論的には、規制の実効性確保に資するサンクションの在り方等、各論的には、利用者・消費者の利益の保護のための規制体系の在り方等が考えられようところ、本稿では、いわばその予備的考察として、前述のように、DPF事業者がその事業活動に伴いその利用者に係る膨大かつ多様な情報を取り扱う存在であることに着目し、この点に関係する刑事法的規制について、その現状や課題を確認することを目的とする。なお、その際の視角としては、情報の取扱いに係る法的規制という視点からDPFビジネスをみると、これらは前述のDPF事業者の第1の特性、即ち、DPFという「場の提供者」であることによる、情報の集積者あるいは媒介者という特性との関係での法的課題であることになるところ、このうち情報の集積者という側面は、DPF利用者の相手方となる契約当事者としての情報の集積者という特性であり、また、情報の媒介者という側面は、DPF利用者により送受信される情報の媒介者という特性であるので、両者には性格の相違があることになる。以下では、このような点を踏まえ、DPFという「場の提供者」としての情報の集積者（二参照）、あるいは情報の媒介者（三参照）、というそれぞれの特性との関係で、DPF事業者に対する現行法制での対応とその課題等を分析し、今後の刑事規制の在り方等についての考察の手がかりを得ることを試みたい。

7) 日本刑法学会第100回大会ワークショップ「経済刑法」（2022年5月23日）企画趣旨説明 [平山幹子]。

二 情報の集積者としての規制

1 外国法

情報の集積者というDPF事業者の性格との関係では、同事業者におけるDPF利用者の個人情報の保護が重要な法的課題となる。そこで、この点に関する我が国における規制の現状を分析する前に、ごく簡潔に先進諸外国における状況を確認しておきたい。

(1) 欧州連合

欧州では、欧州評議会によって1950年11月4日に採択され、1953年9月3日に発効した「人権と基本的自由の保護のための条約（Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms）」（欧州人権条約）の8条において「私生活及び家庭生活の尊重を受ける権利」が規定され、また、欧州理事会によって2000年10月2日に承認され、同年12月7日に宣言された「欧州連合基本権憲章（Charter of Fundamental Rights of the European Union）⁸⁾」（2000/C364/01）においても、その7条で「私生活及び家庭生活の尊重」が規定されるとともに、「個人データの保護」とのタイトルを付された8条において、「何人も、自己に関する個人データの保護についての権利を有する」（1項）、「当該データは、その主体の同意又は法律により定められたその他の正当な根拠に基づいて、特定された目的のために公正に取り扱われなければならない」（2項）と規定されるなど、従来から個人の生活の私的領域ないしプライバシーの保護の重要性が強く意識されている。

また、1980年9月23日には、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）理事会において、個人情報の収集と管理に係る一般的指針についての国際

8) 本憲章は法的拘束力のないものとして承認されたが、2009年12月1日における「欧州連合条約及び欧州共同体設立条約を修正するリスボン条約（Treaty of Lisbon Amending the Treaty on European Union and the Treaty Establishing the European Community）」の発効により法的拘束力を獲得している。

的な合意に向けて、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告（Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data）」が採択され、同勧告付属文書（annex）としての同ガイドライン（OECDプライバシーガイドライン）において、加盟国が国内法において考慮すべきプライバシー保護等に関する8原則⁹⁾が示されており、以上のような背景のもと、欧州連合においては、1995年には、加盟国に個人データの保護等を求める「個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令（Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data）」（以下「EUデータ保護指令」ともいう。）が採択されていた。

もっとも、本指令は、その立法形式がEU各国において直接的に効力を生じる「規則（Regulation）」ではなく、そこにおける法整備を要請する「指令（Directive）」にとどまったためにデータ保護の断片化を招来したとされ、2016年には、本指令を「規則」へと修正した「個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移動に関する、並びに95/46/EC指令を廃止する2016年4月27日の欧州議会及び理事会の（EU）2016/679規則（一般データ保護規則）（Regulation（EU）2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing

9) 本ガイドライン第2部に規定された、収集制限、データ内容、目的明確化、利用制限、安全保護、公開、個人参加、責任、に関する諸原則。なお、本勧告は2013年7月11日に改訂されているが、これら諸原則に変更はない。本ガイドラインにつき、堀部政男ほか『OECDプライバシーガイドライン—30年の進化と未来』（JIPDEC、2014年）1頁以下を参照。

Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)¹⁰⁾」が採択され、2018年5月25日より施行されている。「一般データ保護規則」を略してGDPRと通称される本規則によれば、事業者がEU域内居住者の個人データの取扱い (processing)、即ちその収集、記録、使用、頒布等を行うことができるのは、その主体たる本人の同意等の適法化根拠がある場合に限られる (6条1項、4条2項)。ここにいう個人データとは、氏名やオンライン識別子 (IPアドレス、クッキー識別子等) 等によって、又は身体的、経済的、社会的等のアイデンティティ諸要素によって識別されうる自然人 (データ主体) に関するあらゆる情報であるとされ (4条1項、前文30項)、データ主体の権利として、個人データに係るアクセス権 (15条)、訂正権 (16条)、消去権 (17条)、ポータビリティ権 (20条) 等が規定されている。本規則の違反に対する制裁として、以上のような個人データの取扱いの要件の違反やデータ主体の権利の侵害に対しては2千万ユーロ以下の制裁金が課され、それが事業による場合には前会計年度における全世界年間総売上上の4%以下の金額又はいずれか高額の方の制裁金が課される (83条5項)。なお、GDPRはEU域内居住者の個人データの取得や利用につき定めた規則であるところ、これらの者と取引関係に立つなどによってこれらの者の個人データを扱うことになるEU域外の事業者にも適用されることとなっている (3条2項)。

また、2002年に採択された、特に電気通信の領域において個人データの保護を図る「電気通信分野における個人データの取扱い及びプライバシーの保護に関する2002年7月12日の欧州議会及び理事会の2002/58/EC指令 (プライバシー及び電気通信に関する指令) (Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council of 12 July 2002 concerning the processing of personal

10) 本規則についてはさしあたり、宮下紘『EU一般データ保護規則』(勁草書房、2018年) 1頁以下、中崎尚『Q&Aで学ぶGDPRのリスクと対応策』(商事法務、2018年) 1頁以下、小向太郎=石井夏生利『概説GDPR—世界を揺るがす個人情報保護制度』(NTT出版、2019年) 3頁以下、石井夏生利『EUデータ保護法』(勁草書房、2020年) 1頁以下等を参照。

data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on Privacy and Electronic Communications))」5条3項¹¹⁾においては、電気通信ネットワークの利用者等の端末装置に情報を蔵置し、又はその情報にアクセスすることが、当該利用者等がそのような取扱いの目的等についての明確かつ包括的な情報を与えられ、かつそのような取扱いを拒絶する権利を付与される場合にのみ許容されるよう加盟国が担保すべき旨が規定されている。このため、ウェブサイトでのクッキーの使用については閲覧者からの同意の取得が原則として必要とされるべきことになる。なお、本指令については、EU域内の利用者へサービスを提供するEU域内外の提供者に適用されることを明文化するなど、規制を厳格化した上でこれを「規則」化する改正が検討されている¹²⁾。

(2) アメリカ

アメリカにおいては、連邦レベルでは包括的な個人情報保護関連の法律は存在しないが、このような法律を州法として初めて制定したのがカリフォルニア州である。同州では2018年6月28日に「カリフォルニア州消費者プライバシー法 (California Consumer Privacy Act of 2018 (CCPA))」が制定され、2020年1月1日に施行されている。本法はカリフォルニア州居住者（本法上は「消費者 (consumer)」)の個人情報（これにはクッキーも含まれる。1798.140条(o)項(1)号(A)、(x)項¹³⁾)を収集等する一定の事業者に対して、

11) 本指令の2009年の改正により追加された条項。

12) 欧州委員会により2017年1月10日にその規則案 (Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council concerning the respect for private life and the protection of personal data in electronic communications and repealing Directive 2002/58/EC (Regulation on Privacy and Electronic Communications)) が公表されている。本規則案についてはさしあたり、石井・前掲注10)233頁以下等を参照。

13) 本法（及び後述のCPRA）はカリフォルニア州民法典第1.18.5編 (Civil Code, Title 1.18.5) であることから、本法（及びCPRA）の条文番号は同法典同編のものとなる。

収集情報類型等の開示（1798.100条(b)項）や、消費者の権利行使を理由とする差別的扱いの禁止（1798.125条(a)項）等の義務を課すとともに、消費者の権利として、事業者に対する収集情報等の開示請求権（1798.100条(a)項、1798.110条(a)項、1798.115条(a)項）、事業者に対する自己情報の削除請求権（1798.105条(a)項）、事業者に対する自己情報の第三者への販売¹⁴⁾拒否（オプトアウト）権（1798.120条(a)項）等を規定している。また、同法に違反した者には、最大で7,500ドルの民事制裁金（civil penalty）が課されうる（1798.155条(b)項）。なお、本法については、消費者に係る自己情報の修正請求権（1798.106条(a)項）を新設するなどする改正法である「カリフォルニア州プライバシー権法（California Privacy Rights Act of 2020（CPRA）」が2020年12月16日に成立している。

アメリカにおいて包括的な個人情報保護関連の法律を制定した州は、2022年10月現在において、以上のカリフォルニア州ののちバージニア、コロラド、ユタ、コネチカットの計5州に増加している。更に、連邦レベルにおいても、このような立法化の動きが生じている¹⁵⁾。

2 個人情報保護法

我が国において、DPF事業者による個人情報の取扱いについてもその法的規律の基本となるのは「個人情報の保護に関する法律¹⁶⁾」（以下「個人情報保

14) ここにいう販売（sell）とは、事業者が他の事業者等に対して、金銭その他の価値を対価に個人情報を提供等すること（1798.140条(t)項(1)号）をいう広範な概念である。

15) 2022年6月21日には連邦議会下院において「米国データ・プライバシー保護法（American Data Privacy and Protection Act）」との名称の法律案（H.R.8152, 117th Cong. (2d Sess. 2022)）が提出されている。

16) 本法についてはさしあたり、石井夏生利ほか編著『個人情報保護法コンメンタール』（勁草書房、2021年）1頁以下、宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣、2021年）1頁以下、岡村久道『個人情報保護法（第4版）』（商事法務、2022年）1頁以下、園部逸夫＝藤原静雄編『個人情報保護法の解説（第3次改訂版）』（ぎょうせい、2022年）1頁以下等を参照。

護法」ともいう。)である。

(1) 現行法¹⁷⁾

2003(平成15)年5月23日に成立し、2005(平成17)年4月1日より全面施行されている個人情報保護法は、1980(昭和55)年にOECD理事会においてプライバシー保護に関する勧告が採択されたこと(二1(1)参照)、それを受けて、我が国の行政機関の保有するコンピュータ処理情報については1988(昭和63)年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(昭和63年法律95号)が制定されたこと、他方で欧州連合において1995(平成7)年に採択されたEUデータ保護指令(二1(1)参照)では、EU域外の第三国への個人情報の移転は当該第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限るとされており、民間部門を対象とする包括的な個人情報保護法制を欠いていた我が国はその対応を必要としたこと、などを立法の背景としている。

個人情報保護法は制定後、現在までに3回の大規模な改正を経ている。その第一の、平成27年法律65号による改正¹⁸⁾(以下「平成27年改正」ともいう。)は、個人情報を復元不能に加工することで流通・利活用の安全性を高められた匿名加工情報という情報の類型を創設するなど、パーソナルデータの利活用の推進等を主な目的としたものであったが、本改正では同時に、個人情報の取扱いを監督する個人情報保護委員会を内閣府の外局として設置することや、その取得に本人の同意の存在を原則とするなどした要配慮個人情報という情報の類型の新設、個人情報取扱事業者による個人情報データベース等の

17) 後述の令和3年法律37号51条(2023(令和5)年4月1日施行)による改正後をいう。

以下、二2においては本改正後の条文番号のみで個人情報保護法を引用する。

18) 本改正については、瓜生和久編著『一問一答平成27年改正個人情報保護法』(商事法務、2015年)1頁以下、瓜生和久「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)の改正について」法時88巻1号(2016年)62頁以下等を参照。

図利目的提供・盗用罪の新設が行われるなどしている。

ついで、令和2年法律44号による改正¹⁹⁾（以下「令和2年改正」ともいう。）は、平成27年改正以降のいわゆる「3年ごと見直し」（平成27年法律65号附則12条）として、個人情報保護委員会において2019（令和元）年12月13日に取り纏められた「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」²⁰⁾（以下「制度改正大綱」ともいう。）に基づくものである。本改正では、海外事業者によるサービスやグローバルに個人情報を取り扱うビジネスの増大や、AI・ビッグデータ時代の到来といった現状において、平成27年改正で重視された情報の保護と利用のバランスの必要性が引き続き重要であるという制度改正大綱で示された認識のもと、情報利用に係る規律としては、復元不能化までは要しない加工によって当該事業者内部での目的外使用が可能となる仮名加工情報という情報の種類の創設や、個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報のいずれにも該当しないが提供先での照合等により個人情報²¹⁾となることが想定されるため情報主体の事前同意がその提供の要件となる個人関連情報という情報の種類の創設が、また、エンフォースメント手段としては既存の間接罰規定や両罰規定の刑の加重が行われるなどしている。

更に、令和3年法律37号による改正²²⁾（以下「令和3年改正」という。）は、デジタル庁の発足と同時に行われた、個人情報保護に関する諸法律²³⁾の個人

19) 本改正については、村瀬光ほか「『個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律』（令和2年改正）等について」ひろば73巻10号（2020年）4頁以下、佐脇紀代志編著『一問一答令和2年改正個人情報保護法』（商事法務、2020年）1頁以下等を参照。

20) 個人情報保護委員会ウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200110_seidokaiseitaiko.pdf）（2022年10月28日最終閲覧。以下、本稿で引用のウェブサイトにつき同じ。）参照。

21) 正確には「個人データ」である（31条1項参照）。個人データ概念については後述注25)及び対応する本文を参照。

22) 本改正については、富安泰一郎＝中田響編著『一問一答令和3年改正個人情報保護法』（商事法務、2021年）1頁以下等を参照。

23) 前述の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を

情報保護法への統合に伴うものであり、罰則との関係では、従来はこれら他の法律に存在していた罰則を個人情報保護法に組み込むことなどが行われている。

以上のような諸改正を経た現行の個人情報保護法は、全体の構成としては、第1章－総則（1条から3条まで）、第2章－国及び地方公共団体の責務等（4条から6条まで）、第3章－個人情報の保護に関する施策等（7条から15条まで）、第4章－個人情報取扱事業者等の義務等（16条から59条まで）、第5章－行政機関等の義務等（60条から129条まで）、第6章－個人情報保護委員会（130条から170条まで）、第7章－雑則（171条から175条まで）、第8章－罰則（176条から185条まで）、となっている。このうち、DPF事業者にも大きく関係する、事業者による個人情報の取扱いに係る規律部分は、民間事業者をその対象としている第4章であり、その内容は情報保護規制と情報活用規制とに大別することができる。即ち、情報保護規制としては、その前提として、対象情報が個人情報²⁴⁾、及びそのうちの個人データ²⁵⁾、及びそのうちの保有個人データ²⁶⁾と多層的に構成されたうえで、個人情報については適正な取得、利用（17条から21条まで、40条）、個人データについては以上に加えて正確性の確保（22条）、安全管理（23条から26条まで）、第三者提供制限（27条から30条まで、及び個人関連情報に係る31条）、保有個人データに

全部改正した「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律58号）、及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律59号）。

24) 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等の記述等（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は個人識別符号が含まれるもの（2条1項）。

25) 個人情報データベース等（16条1項参照）を構成する個人情報（同条3項）。

26) 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のもの（16条4項）。

については以上に加えて同データに関する事項の公表（32条）、本人による開示等の請求等への対応（33条から39条まで）が規定されている。また、情報活用規制としては、仮名加工情報について、適正な加工、安全管理等（41条）、第三者提供制限、他人作成の同情報の取扱事業者の義務（42条）、匿名加工情報について、適正な加工、安全管理等（43条）、他人作成の同情報の取扱事業者の義務（44条から46条まで）が定められている。

また、本法違反の罰則を定める第8章では、犯罪類型とその法定刑として、行政機関等の個人情報ファイルの不正提供（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金。176条）、個人情報保護委員会職員による秘密漏示等（同。177条）、個人情報保護委員会の事業者に対する命令の違反（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。178条）、個人情報取扱事業者等による個人情報データベース等図利目的提供・盗用（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。179条）、行政機関等職員等による保有個人情報²⁷⁾の図利目的提供・盗用（同。180条）、行政機関等職員職権濫用（同。181条）、個人情報保護委員会の事業者に対する報告徴収等の違反等（50万円以下の罰金。182条）、の7類型が規定されているほか、国外犯（183条）、178条、179条、182条の各罪に係る両罰（法人に係る178条、179条の違反の場合1億円以下の罰金刑、それ以外の場合各本条の罰金刑。184条）、第三者提供時の確認対応義務違反等（10万円以下の過料。185条）、の諸規定が存在する（なお、現行法に至る本章の拡充過程の概略を表として一覧化した）。

(2) 分 析

情報の取扱いに係るDPFビジネスの規律という観点からの、以上のような個人情報保護法による規制の意義と課題等については、次のような諸点が挙

27) 行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの（60条1項参照）。

表 個人情報保護法における罰則の改正経過

H15法57	H27法65 §1	H27法65 §2	R2法44 §1	R3法37 §50	R3法37 §51	罪名等
				§ 171 (新設)	§ 176 (同前)	行政機関等の個人情報ファイルの不正提供
	§ 73 (新設)	§ 82 (同前)	§ 82 (同前)	§ 172 (同前)	§ 177 (同前)	個人情報保護委員会委員長等による秘密漏示等
§ 56 (新設)	§ 74 (同前)	§ 84 (拡大)	§ 83 (加重)	§ 173 (拡大)	§ 178 (同前)	個人情報保護委員会の事業者に対する勧告対応措置命令等違反
		§ 83 (新設)	§ 84 (同前)	§ 174 (同前)	§ 179 (同前)	個人情報取扱事業者等による個人情報データベース等図利目的提供・盗用
				§ 175 (新設)	§ 180 (同前)	行政機関等職員等による保有個人情報の図利目的提供・盗用
				§ 176 (新設)	§ 181 (同前)	行政機関等職員職権濫用
§ 57 (新設)	§ 75 (同前)	§ 85 (拡大)	§ 85 (加重)	§ 177 (拡大)	§ 182 (同前)	個人情報保護委員会の事業者に対する報告要求違反等
	§ 76 (新設)	§ 86 (拡大)	§ 86 (同前)	§ 178 (拡大)	§ 183 (同前)	国外犯
§ 58 (新設)	§ 77 (同前)	§ 87 (拡大)	§ 87 (加重)	§ 179 (同前)	§ 184 (同前)	両罰
§ 59 (新設)	§ 78 (同前)	§ 88 (拡大)	§ 88 (同前)	§ 180 (拡大)	§ 185 (同前)	諸義務違反

※ 表中「同前」、「拡大」、「加重」は、各左欄の立法・改正時の行為類型又は制裁との関係を示す。

げられうるように思われる。

①規制対象・保護対象について

DPF事業者も顧客の個人情報を扱う個人情報取扱事業者として、個人情報保護法による民間事業者への規制を受けることになるが、本法によるこれらの規制については、平成27改正により域外適用も認められるようになっている（171条）。この域外適用の対象には、その令和2年改正での拡大によって、刑罰（178条、182条）による実効性の確保が図られている個人情報保護委員会による事業者に対する報告徴収（146条1項）、命令（148条2項、3項）という行政処分も含まれることとなった²⁸⁾。DPF事業者には大規模な国外企業が多いことから、そのような形での個人情報保護の規律の拡大は評価されえよう。もっとも、以上のような立法管轄権の行使は正当化されうるとしても、

28) なお、その違反に係る罰則たる178条、182条については国外犯規定は存在しないが（183条参照）、それは、両条の罪は国内での結果の発生という国内犯（属地主義）として対応可能であるからとされる（宇賀・前掲注16）844頁参照）。

外国におけるその執行には執行管轄権の問題を生じる。そこで、その実効性の確保を目的として、命令違反については個人情報保護委員会がその公表をなすうことが定められている（148条4項）。

また、DPFビジネスでは必然的にコンピュータ・ネットワークの利活用がなされるところ、それに伴い事業者には利用者ないし消費者の様々な情報、即ち閲覧履歴、検索履歴、位置情報、クッキー等が集積されることになる。これらの情報は、前述の令和2年改正で新設された個人関連情報（2条7項）の具体例として想定されており²⁹⁾、前述のように、これが個人データとして取得されることが想定される第三者へのその提供に際しては、提供先においてそのことに係る本人による同意が取得されていることの確認が提供元に要請されることとなった（31条）。なお、クッキーについては前述のように、欧州連合においてはその取得に同意を要し、その違反には制裁金があり、カリフォルニア州におけるCCPAではその販売（CPRAでは販売及び共有）先が個人特定をするか否かにかかわらず、本人はその販売（等）を拒否する権限を有するものとされている³⁰⁾。我が国の個人情報保護法による規律ではいまだこのような保護水準には及んでいないことは、規制のハーモナイゼーションの観点からも今後の課題となろう³¹⁾。

②規制手段について

個人情報保護法の刑罰規定のうち、本法の制定当初から存在するものとして、現行の178条及び182条の罪がある。これらは個人情報保護委員会（平成27年改正による同委員会の新設前は主務大臣）が行う報告徴収等（146条）や命令（148条）につき、その実効性を確保するための罰則であり、その法

29) 宇賀・前掲注16)103頁参照。

30) CCPA/CPRA1798.120条(a)項。前述のように、本項はこれをオプトアウト権 (the right to opt-out) と称している。

31) なお、クッキーを介した閲覧履歴等の外部送信については令和4年法律70号による電気通信事業法の改正によって新たな規律が設けられている。これについては後述3を参照。

定刑は令和2年改正により、178条の罪の行為者については1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、182条の罪の行為者については50万円以下の罰金へと加重されている。また、これらの罪について従来から存在していた両罰規定(184条)についても本改正により重罰化がなされ、法人³²⁾に対して、182条の罪については行為者と同一ながら、178条の罪については1億円以下の罰金刑が科されることとされた。このような点で、事業者に対する規制の実効性の確保が強化されたといえよう。

その他の刑罰規定としては、本法制定後の数次の改正を経て、現行の176条から181条までの5類型に増加している。もっとも、このうち176条、180条、181条の罪は、従来までは他の法律に存在していた行政機関職員等によるものが前述の令和3年改正によって個人情報保護法に統合されたものに過ぎない。また、177条の罪は個人情報保護委員会職員によるものである。したがって、これらのうちで事業者が行為主体となりうるものは、平成27年改正で新設された直接罰規定である179条の個人情報データベース等図利目的提供等の罪のみとなっている。以上のように、事業者が主体となりうる罪に係る規定は同条及び前述の178条、182条のみであり、その類型の範囲や法定刑の程度からも、本法においては刑事罰はさほど広範かつ厳格な制裁として用いられるものとはなっていないといえよう。このこと自体は刑罰法規の謙抑性の観点からも問題視されるものではないが、その背景には、従来までの我が国においては、個人情報の取扱いに係る違反行為がみられた場合にも個人情報保護委員会による対応により是正されえていた³³⁾などの事情もあるようである。

他方で、行政制裁としては、前述のように本法においては過料も認められてはいるが(185条)、これは特に軽微な義務違反に係るものに限定されている。

32) 法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む(179条参照)。

33) 個人情報保護委員会・前掲注20)27頁参照。

なお、このような個人情報保護法上の行政制裁に関しては、令和2年改正の前提となった制度改正大綱において、現行法には存在しない課徴金の導入が継続的な検討課題として挙げられている。即ち、同大綱においては、本法における課徴金制度の導入につき、「国内他法令における課徴金制度は、不当利得を基準として課徴金を算定している例が多く、我が国の法体系特有の制約があることから、法制的な課題もある」³⁴⁾として継続的な検討課題とされ、その結果、令和2年改正による導入は見送られている。ここでは、課徴金制度の法的性格をいかに捉えるかが本法における同制度導入の可否につながる問題であると捉えられているようである。つまり、課徴金制度は伝統的には、法律に違反して得られた不正な利益を剥奪するという利益剥奪型・非裁量型のものであると解されており、このような性格理解は一般に、これが本格的に導入された1977（昭和52）年の独占禁止法改正の際に、同制度が犯罪予防を目的とする制裁型・裁量型のものであるとすると、刑罰との関係につき憲法上の二重処罰の禁止（39条後段）と抵触しうるという問題を生じることから、これを回避するためであったとされている³⁵⁾。

もっとも近時は、二重処罰の禁止は制裁としての二重を禁止するものであって、全体として比例性を逸脱しない限りこの問題は生じないという見解³⁶⁾も有力となっており、近時は課徴金を違法行為の予防を目的とする制裁型・裁量型のもので解する立場も有力になりつつあるとされる³⁷⁾。これらのこと

34) 個人情報保護委員会・前掲注20)34頁。

35) 我が国における課徴金制度は、1973（昭和48）年に制定された国民生活安定緊急措置法（同年法律121号）において初めて導入され、現在までに以下の諸法律の各改正時、即ち独占禁止法（1977（昭和52）年）、金融商品取引法（2005（平成17）年）、公認会計士法（2008（平成20）年）、不当景品類及び不当表示防止法（2016（平成28）年）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（2019（令和元）年）、に導入されている。

36) 佐伯仁志『制裁論』（有斐閣、2009年）21頁、95頁。

37) 伊永大輔『課徴金制度—独占禁止法の改正・判審決からみる法規範と実務の課題』（第一法規、2020年）29頁以下等参照。そこから、個人情報保護法において課徴金制度を導

から、個人情報保護法との関係での課徴金制度の課題としては、それを従来通りに利益剥奪型と捉えた場合には、本法の違反には類型的な不正利得性はさほど強くないこととの不整合を生じうること、他方で、本制度を制裁型と捉えた場合にはこのような問題性は回避されうるものの、本制度を導入している他の諸法令との調和ないし整合性、即ち、これらの法律ではその違反に係る不当利得性がなお把握され易いところ³⁸⁾、個人情報保護法の違反にはこのような側面は希薄でありえ、義務の遵守を促すために適切な課徴金額の算定基準も不明瞭となりえようこと³⁹⁾、などが挙げられえよう⁴⁰⁾。

入することを積極的に評価する見解（穴戸常寿「憲法学から見た裁量型課徴金制度」宇賀克也ほか編『小早川光郎先生古稀記念・現代行政法の構造と展開』（有斐閣、2016年）775頁以下、同「課徴金制度をめぐる論点」ひろば73巻10号（2020年）24頁以下、佐藤結美「個人情報の刑罰的保護の可能性と限界について(5)」北法67巻5号（2017年）55頁以下、大島義則「個人情報保護法における課徴金制度の導入論」情報ネットワーク19巻（2020年）1頁以下等）も有力となりつつある。

38) 前述注35)参照。もっとも、これらの法律においても、課徴金制度の拡充等によりその利益剥奪型という性格は希薄化しつつある。

39) この点、佐藤・前掲注37)55頁以下は、不当利得といった基準の乏しい義務違反への非刑罰的金銭制裁の例たる道路交通法上の反則金が、ダイバージョンの制度化であるがゆえに同法所定の刑罰（罰金）よりも低額であることが参考となるとする。このような指摘は、刑事手続によらない金銭的不利益賦課の算定基準として傾聴に値するが、同法についての、自然人による膨大な量の比較的軽微な義務違反事案を刑事手続から排除するという要請は個人情報保護法にはほぼ妥当しないことが問題となろう。個人情報保護法でのエンフォースメント手段の主目的は事業者も含む行為者による義務の遵守の確保となろうし、そこに課徴金制度を導入するとすれば、これを導入済みである諸法律におけるように制裁的な性格を帯びるものとなろうから（品田・前掲注6)97頁も参照）、導入の是非並びに課徴金制度自体に係る慎重な（再）検討が要請されよう。

40) なお、不当利得の算定、よって課徴金の導入が困難と考えられる場合に、もう一つの行政制裁である過料を活用する可能性を指摘する見解として、原田大樹「プラットフォームビジネス規制の制度設計（上）」法時93巻10号（2021年）106頁以下参照。

3 電気通信事業法

DPFビジネスにおける利用者に係る情報の取扱いに関しては、電気通信事業法⁴¹⁾においてもその規律が定められている。本法は、従来、公衆電気通信法（昭和28年法律96号）により日本電信電話公社等に独占されていた電気通信業務について新規参入や回線利用制度の自由化を認めるために、これを廃止して制定された法律であり、電気通信の健全な発達と国民の利便の確保を図ることを目的として（1条）、検閲の禁止（3条）や通信の秘密の保護（4条）をはじめ、電気通信事業に係る諸規律（6条以下）を定めている。本法は、当初は電信電話サービスを主に想定したものであったが、その後のデータ通信技術の進展に対応して、現在ではインターネット上で様々なサービスを提供するなどするDPF事業者等にも規律を及ぼす法律となっている。

もっとも、近時は、電気通信事業法のこれらの規制は国外のDPF事業者に対しては適用されないと解されてきたこと⁴²⁾が、利用者の通信の秘密等の保護や事業者に係るイコールフットイングの観点からも問題とされてきた。そのため、これらの点については、2018（平成30）年8月23日に総務大臣によりなされた諮問第25号「電気通信事業分野における競争ルール等についての包括的検証」を受けて、総務省情報通信審議会電気通信事業政策部に設置された「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会」や「プラットフォームサービスに関する研究会」（以下「PFサービス研究会」ともいう。）等において検討がなされ、2019（令和元）年12月17

41) 以下、二3においては、後述の令和4年法律70号（一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）による改正後の条文番号のみで電気通信事業法を引用する。

42) 総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第152号。最終改正平成29年総務省告示第297号）の解説」（2017年9月。2020年11月更新）（総務省ウェブサイト（https://www.soumu.go.jp/main_content/000735775.pdf）参照）9頁（「電気通信事業法は、電気通信設備を国外のみに設置する者であって、日本国内に拠点を置かない者に対しては規律が及ばないものと解されて」いるとする。）。

日にはこれらによる検討の結果をまとめた最終答申⁴³⁾ がなされるとともに、2020（令和2）年2月7日には同研究会による最終報告書⁴⁴⁾ が公表された。これらに基づいて、外国法人等の登録・届出時の国内代表者・代理人の指定義務（10条1項2号、16条1項2号）を定め、電気通信事業法に違反した場合の公表制度（167条の2）⁴⁵⁾ を新設するなどする改正法案が策定され（第201国会閣法28号）、同年5月15日に成立し（令和2年法律30号）、これらの規定は2021（令和3）年4月1日より施行されている。更に、この施行直前の同年2月12日には、電気通信事業法の適用についての解釈変更が総務省によって公表され⁴⁶⁾、既存の国内事業者を前提としていた規制も併せて、前記施行日以降、本法の規定は外国法人等にも原則として適用されることとなっている。

電気通信事業法については更に、2021（令和3）年から、総務省に設置された「電気通信事業ガバナンス検討会」（以下「ガバナンス検討会」という。）において、電気通信サービスの利用者に関する情報の適正な取扱いの在り方等が検討され、2022（令和4）年2月18日に公表されたその「報告書」⁴⁷⁾ に基づいて、利用者情報に関してはその適正な取扱いに係る規制と外部送信に係る規制とを内容とする本法改正法案（第208回国会閣法48号）が策定され、同年6月13日に成立した（令和4年法律70号⁴⁸⁾）。これらの規制のうち、利用者情報の適正な取扱いに係る規制とは、特定利用者情報（通信の秘密に該当す

43) 総務省ウェブサイト（https://www.soumu.go.jp/main_content/000659635.pdf）参照。

44) 総務省ウェブサイト（https://www.soumu.go.jp/main_content/000668595.pdf）参照。

45) 公表制度は、外国法人等に対して刑事罰を科すことは執行管轄権の問題から困難でありうることから、規律の実効性を担保する代替的措置とされるものである（PFサービス研究会・前掲注43）9頁参照）。

46) 総務省「外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方」（2021年2月12日）（総務省ウェブサイト（https://www.soumu.go.jp/main_content/000733072.pdf）参照）。

47) 総務省ウェブサイト（https://www.soumu.go.jp/main_content/000794590.pdf）参照。

48) 施行の日については前述注41)を参照。

る情報、及び利用者を識別することができる情報。27条の5第1号、第2号参照⁴⁹⁾)を適正に取扱うべき電気通信事業者(総務大臣により指定された、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務⁵⁰⁾)を提供する電気通信事業者。27条の5柱書参照)に対して、特定利用者情報に係る取扱規定の作成・届出(27条の6)、取扱方針の作成・公表(27条の8)、取扱状況の評価等(27条の9)、統括管理者の選任・届出(27条の10)等の義務を課すものである。なお、本改正では、164条1項3号、3項により3条及び4条の規制等を除いて電気通信事業法の適用を除外されている、電気通信回線設備を設置せずかつ他人の通信を媒介しない電気通信事業(「第三号事業」。2条7号イ参照)⁵¹⁾であっても、検索サービス又は他人の通信を実質的に媒介するサービスであって、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務については、それぞれ検索情報電気通信役務(164条1項3

49) この情報は、ガバナンス検討会に設置された「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ」(以下「特定利用者情報WG」という。)での検討によれば、個人情報保護法において安全管理措置等の対象とされている個人データ(前述注25)及び対応する本文参照。)を参考として、データベース等を構成する情報とすることが適当であるとされている(特定利用者情報WG「取りまとめ」(2022年9月12日)(総務省ウェブサイト(https://www.soumu.go.jp/main_content/000835941.pdf)参照)20頁以下。以下「WG『取りまとめ』」として引用)。

50) これは、特定利用者情報WGでの検討によれば、電気通信役務が無料の場合は前年度末時点における月間アクティブ利用者数の年平均値が1,000万人以上、有料の場合は同じく500万人以上のものとするのが考えられるとされている(WG「取りまとめ」12頁以下参照)。

51) 第三号事業を営む者が提供するサービスの例として、各種情報のオンライン提供、ウェブサイトのオンライン検索、ソフトウェアのオンライン提供、電子掲示板、電子ショッピングモール、ネットオークション、ウェブサイト開設のためのホスティングがあるとされる(多賀谷一照監修・電気通信事業法研究会編著『電気通信事業法逐条解説〔改訂版〕』(情報通信振興会、2019年)661頁参照)。

号口、2項4号)⁵²⁾、媒介相当電気通信役務（164条1項3号ハ、2項5号)⁵³⁾として、電気通信事業の届出等（13条2項、16条2項、6項）を要するものとされ、新たに電気通信事業者としての規律の対象とされたことから、これらの事業者にも、前述の特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の義務が課されうることとなっている。

ついで、利用者情報の外部送信に係る規制とは、電気通信事業者又は第三号事業を営む者（利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務⁵⁴⁾を提供する者に限る）が、利用者の電気通信設備が有する情報送信機能（同設備に記録された利用者に関する情報を利用者以外の者宛に送信する機能）を起動する指令を与える電気通信の送信（「情報送信指令通信」。図の②）を行おうとする場合には、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該利用者に関する情報が送信されること（図の③）について、当該利用者の同意がある場合、又はその送信等を利用

52) これは、特定利用者情報WGでの検討によれば、分野横断的な検索サービスを提供する電気通信役務であって、前年度末時点における月間アクティブ利用者数の年平均値が1,000万人以上であるものとするのが適当であるとされている（WG「取りまとめ」15頁参照）。

53) これは、特定利用者情報WGでの検討によれば、主としてコミュニケーションに係る情報を実質的に媒介する電気通信役務（SNS等）であって、前年度末時点における月間アクティブ利用者数の年平均値が1,000万人以上であるものとするのが適当であるとされている（WG「取りまとめ」16頁以下参照）。

54) これは、PFサービス研究会に設置された「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」の第15回会合（2022年6月17日）において事務局より示された案としては、ウェブサイト及びアプリケーションを通じた各電気通信役務が想定されるとして、前者についてはウェブサイト中のいずれかのウェブページにおける月間ページビュー数が1,000以上、後者についてはアプリケーションの累計ダウンロード数が10,000以上、といったようなものを考えるとされている（同会合資料2「利用者に関する情報の外部送信の際の措置について」（総務省ウェブサイト（https://www.soumu.go.jp/main_content/000820411.pdf）参照）5頁、同会合議事概要（総務省ウェブサイト（https://www.soumu.go.jp/main_content/000835279.pdf）参照）6頁参照）。

者の求めに応じて停止する措置（オプトアウト措置）を講じている場合を除き、あらかじめ、送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容やその送信先等を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知りうる状態に置かなければならない（27条の12）、というものである。つまり、この規制は、クッキーやタグ等に基づいた閲覧履歴等の利用者に関する情報がターゲティング広告等を目的として第三者等に提供されうることについて、利用者自身による確認を可能にするべく一定の規律を設けるものである。

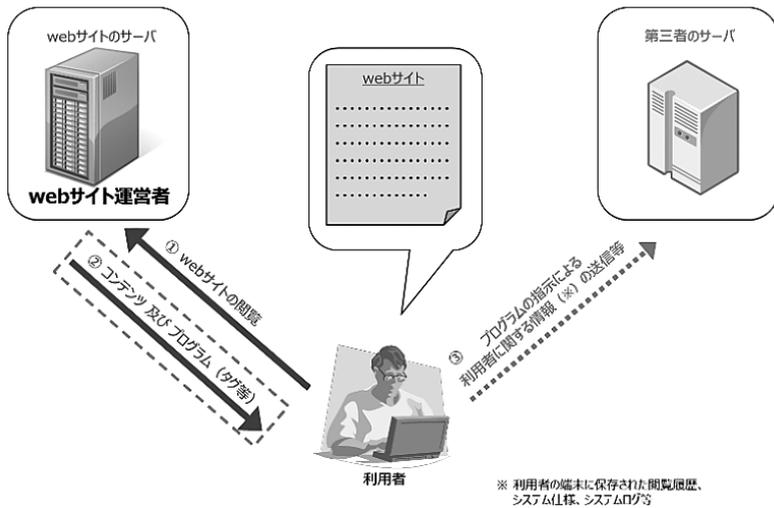


図 利用者に関する情報の外部送信のイメージ⁵⁵⁾

なお、このような利用者情報の外部送信規制の在り方に関して、ガバナンス検討会においては当初、諸外国における規制の水準に鑑みて、外部送信につき利用者による事前同意があること、あるいは利用者が事後的に拒否できることを要件とする総務省案が提示されていたところ、これに対して複数の

55) ガバナンス検討会・前掲注47)55頁より引用。

経済団体等から批判が向けられた結果、前述の「報告書」においては同案を採ることは見送られ、(のちに立法化される前述の27条の12におけるように)外部送信につき利用者に通知し又は公表することで足り、同意の取得やオプトアウト措置については選択肢のひとつとされた規制案がまとめられるに至ったと報じられている⁵⁶⁾。総務省案に対する批判のなかには、電気通信事業法と個人情報保護法との二重の規制になりうるとの指摘があったが⁵⁷⁾、後者による規制(個人関連情報に係る規制)は、前述のように(二2(1)、(2)①)、提供先での照合等により利用者情報が個人情報(個人データ)とされることが想定される場合の規律であるのに対し、前者による規制はそのような場合を前提とした規律ではなく⁵⁸⁾、またそもそも、電気通信の健全性とそこにおける利用者の利益の保護を目的とする電気通信事業法と、その適正な取扱いという観点から個人に関する情報を広く保護する一般的な規律に係る個人情報保護法とでは目的が異なることから⁵⁹⁾、二重規制の問題は生じないように

56) 読売新聞オンライン2022年1月9日付記事 (<https://www.yomiuri.co.jp/science/20220107-OYT1T50065>)、同2022年1月25日付記事 (<https://www.yomiuri.co.jp/science/20220124-OYT1T50108/>)等参照。

57) 新経済連盟「電気通信事業法の改正の方向性に対する懸念について」(2021年12月17日)(新経済連盟ウェブサイト (<https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/15987.html>)参照)、日本経済団体連合会「『電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置』に対する意見」(2021年12月28日)(日本経済団体連合会ウェブサイト (<https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/121.pdf>)参照)、在日米商工会議所「総務省の示した『電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置』に対する懸念点」(ガバナンス検討会第15回会合(2022年1月11日)資料15-1-1(総務省ウェブサイト (https://www.soumu.go.jp/main_content/000786801.pdf)参照))参照。

58) PFサービス研究会「中間とりまとめ」(2021年9月15日)(総務省ウェブサイト (https://www.soumu.go.jp/main_content/000769270.pdf)参照)105頁以下注97)においても、提供先が個人データとする場合以外の取扱いについて規制がない状態であることが確認されている。

59) 前述の第208国会閣法48号(令和4年法律70号)の審議に係る第208回国会衆議院総務委員会議録15号(2022年4月28日)4頁以下[参考人森亮二弁護士]、8頁以下[同]参照。

思われる。

以上のような諸改正を経た現行の電気通信事業法全体の構成は、第1章－総則（1条から5条まで）、第2章－電気通信事業（6条から116条の8まで）、第3章－土地の使用等（117条から143条まで）、第4章－電気通信紛争処理委員会（144条から162条まで）、第5章－雑則（163条から176条の2まで）、第6章－罰則（177条から193条まで）となっている。このうち、本法違反の罰則を定める第6章では、主な犯罪類型とその法定刑として、電気通信事業無登録営業（3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科。177条）、通信の秘密侵害等（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、電気通信事業従事者の場合3年以下の懲役又は200万円以下の罰金。179条）、電気通信役務提供義務違反（2年以下の禁錮若しくは100万円以下の罰金又はこの併科。180条の2）、電気通信事業無届営業等（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。185条）、電気通信事業登録事項無登録変更等（200万円以下の罰金。186条）、電気通信事業届出事項無届変更等（50万円以下の罰金。187条）等が定められているほか、177条、179条、180条の2等の各罪に係る両罰（190条）、諸義務違反に係る過料の諸規定（191条から193条まで）が存在する。

4 独占禁止法

DPF事業者によるその利用者の情報の取扱いに関して、我が国では近時、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」ともいう。）との関係も論じられている。即ち、独占禁止法のような競争法は伝統的に、事業者間での競争を司るものと捉えられてきたところ、DPFビジネスの著しい隆盛に伴い、近時は競争法によるその規制においても消費者保護がより直接的に図られるべきではないかということが意識されつつある⁶⁰⁾。具体的には、例えば、DPF事業者が不適切な条件でその利

60) 伊永大輔「プライバシー侵害は競争法違反となるか—EUにおけるデータ保護法制（GDPR）と競争法の交錯」法時91巻5号（2019年）106頁以下、石井夏生利「プライバシ

用者の個人情報进行处理することで他社に勝る市場支配力を得たような場合には、当該事業者には個人情報保護法制上の違反とともに競争法上の違反も認められる、というような理解である。

この点については、例えば、ドイツにおけるいわゆるFacebook事件決定が参考となるとされている。本事件は、Facebook社とそのドイツ子会社がGDPR（二1(1)参照）に違反して、Facebook社の複数のサービスの利用者のデータをその同意なしにFacebookアカウントに結び付けて利用していたというものであり、本決定、即ち本件についてのドイツ連邦カルテル庁2019年2月6日決定においては、このGDPRの違反を根拠とするドイツの競争制限禁止法（Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen（GWB））の違反（同法19条1項において禁止される「市場支配的地位の濫用」への該当性）が認められている⁶¹⁾。

我が国においても、独占禁止法において不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用を定める本法2条9項5号では、被濫用者が取引の「相手方」とされ「事業者」には限定されていないことから、ここには「消費者」も含まれると解することも不可能ではないため、公正取引委員会によって2019

一・個人情報保護法の周辺法領域に関する考察—競争法との交錯を中心に」情報通信政策研究3巻1号（2019年）47頁以下参照。

61) 本決定（及び後述のその後の訴訟経過）については、伊永・前掲注60)109頁以下、舟田正之「ドイツ・フェイスブック競争法違反事件—濫用規制と憲法・民法」法時91巻9号（2019年）156頁以下、同「ドイツ・フェイスブック事件—競争法上の濫用規制と憲法・民法の関係」日本エネルギー法研究所『デジタル経済における競争法・法規制—2017～2019年度公益事業の規制と競争政策検討班研究報告書—』（2021年）1頁以下、石井・前掲注60)58頁以下、柴田潤子「デジタルプラットフォームに関する最近のドイツのケース—Facebook控訴審決定（Düsseldorf控訴裁判所2019年8月26日決定）」日本エネルギー法研究所・前掲79頁以下等を参照。なお、本決定による違反停止の命令の取消しを求めたFacebook社の提訴を受けたデュッセルドルフ控訴裁判所2019年8月26日決定は同社の申立てを容認したが、これは連邦通常裁判所2020年6月23日決定により破棄されている。

(令和元)年12月17日に公表された「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」⁶²⁾においては、消費者が提供する個人情報等に比してDPF事業者が提供するサービスの質が相応でないときには、優越的地位の濫用の問題となりうるとの考えが示されている。

三 情報の媒介者としての規制

以上は、情報の取扱いに際してDPF事業者がその集積者となる場合についての規律であるが、同事業者は情報の伝達や流通、交換等の場を提供するという情報の媒介者の側面をもつこともある。このような側面において、その媒介した情報が違法なものであり、それにより利益の侵害が生じた場合に、同事業者の法的責任⁶³⁾が問題となりうる。

1 民事責任 — プロバイダ責任制限法

情報の媒介に係るDPF事業者の法的責任に関しては、インターネットプロバイダについて、その媒介する情報による権利の侵害によって生じた損害の賠償という民事責任の限定を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律⁶⁴⁾」(平成13年法律137号。以下

62) 公正取引委員会ウェブサイト (https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217_dpfgl_11.pdf) 参照。

63) この問題については、曾我部真裕ほか『情報法概説(第2版)』(弘文堂、2019年)179頁以下[栗田昌裕]、小向太郎『情報法入門(第5版)』(NTT出版、2020年)94頁以下、水谷瑛嗣郎編『リーディングメディア法・情報法』(法律文化社、2022年)166頁以下[水谷]等を参照。

64) 本法についてはさしあたり、堀部政男監修『プロバイダ責任制限法 実務と理論—施行10年の軌跡と展望—』(商事法務、2012年)1頁以下、関原秀行『基本講義プロバイダ責任制限法 インターネット上の違法・有害情報に関する法律実務』(日本加除出版、2016年)1頁以下、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課『プロバイダ責任制限法(第3版)』(第一法規、2022年)1頁以下等を参照。以下、三1においては、令和4年法律48号(一

「プロバイダ責任制限法」ともいう。)が存在する。本法は、特定電気通信（不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信。2条1号）による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、これによって生じた損害について、その特定電気通信役務提供者⁶⁵⁾（2条3号。以下「プロバイダ」という。）は、その侵害を知っていた時、又はそれを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときでなければ賠償の責任を負わないことを定める（3条1項）。本法はまた、プロバイダが情報送信を防止する措置を講じたことで送信を防止された情報の発信者に生じた損害について、当該プロバイダが当該情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されると信じるに足る理由があった場合等に、賠償の責任を負わないことも規定する（3条2項）。

更に、本法は制定当初から、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が、その侵害が明らかであるなどの場合に、プロバイダに対して当該発信者の情報の開示を請求することができることを定めている（5条。後述の令和3年法27号による改正前の4条）。そもそも発信者に係る情報は表現の自由の保障の前提となるプライバシーや通信の秘密に当たるものであり、その開示は通信の秘密の侵害として刑事罰の対象ともなりうる（二3参照）、この開示請求に係る規定は、プロバイダが請求に応じて発信者情報を開示しても、電気通信事業法に定められた通信の秘密の侵害の違法性が阻却されることを定めたものであると解されている⁶⁶⁾。

なお、この開示請求の制度においては、後述の令和3年法27号によるプロ

部の規定を除き、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）による改正後の条文番号のみでプロバイダ責任制限法を引用する。

65) これには、電子掲示板、SNSの運営者等のいわゆるコンテンツプロバイダのほか、携帯電話会社、インターネットサービスプロバイダ等のいわゆるアクセスプロバイダも含まれる（最1判平成22年4月8日民集64巻3号676頁参照）。

66) プロバイダ責任制限法成立時の審議に係る第153回国会参議院総務委員会議事録4号（2001年11月6日）15頁〔小坂憲次総務副大臣〕参照。

バイダ責任制限法の改正前までは、発信者を特定するために、まずコンテンツプロバイダ（掲示板運営者等）に対して当該発信者に係るIPアドレス等の開示を請求し、ついで、この開示された情報に基づいてアクセスプロバイダ（携帯電話会社等）に対して当該発信者の氏名や住所等の開示を請求するという二つの裁判手続が必要であって、相当の時間的あるいは金銭的な負担や労力を要するものとなっており、このような問題性は特に、近時のいわゆる誹謗中傷や炎上といった事案の増加によって顕在化していた。この発信者の民事責任⁶⁷⁾の追及に関しては、プロバイダ責任制限法上の開示手続きの改善を図るべく、総務省において開催された「発信者情報開示の在り方に関する研究会」による「最終とりまとめ」⁶⁸⁾（2020（令和2）年12月22日公表）に基づいて策定され、2022（令和4）年10月1日に施行された改正法（令和3年法律27号）による本法の改正⁶⁹⁾によって、開示対象情報の拡大（5条）や、1度の裁判手続で発信者の特定を可能にするための新たな手続（非訟手続）の

67) 誹謗中傷等をなした発信者自身については、その刑事責任の追及として刑法上の侮辱罪（同法231条）の法定刑を従来の「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に加重する刑法改正法案（第208回国会閣法57号）が成立し（令和4年法律67号）、その1条として2022年7月7日より施行されている（本改正法2条の施行（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）後は「1年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」）。本改正については、嘉門優「侮辱罪の立法過程から見た罪質と役割—侮辱罪の法定刑引き上げをめぐる—」法セ803号（2021年）6頁以下、深町晋也「オンラインハラスメントの刑法的規律—侮辱罪の改正動向を踏まえて—」法セ803号（2021年）12頁以下、亀井源太郎「侮辱罪の法定刑引上げに関する覚書」法時94巻3号（2022年）58頁以下、今井猛嘉「侮辱罪の法定刑の改正について」ジュリ1573号（2022年）38頁以下、高津戸映＝高橋陽子「刑法等の一部改正案—罪を犯した者の処遇の充実と侮辱罪の法定刑の引上げ—」立調449号（2022年）14頁以下等を参照。

68) 総務省ウェブサイト（https://www.soumu.go.jp/main_content/000724725.pdf）参照。

69) 本改正については、高田祐介ほか「『プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律』（令和3年改正）の解説」NBL1201号（2021年）4頁以下、小川久仁子編著『一問一答令和3年改正プロバイダ責任制限法』（商事法務、2022年）1頁以下等を参照。

創設（8条以下）等がなされている。

2 刑事責任

違法な情報⁷⁰⁾の媒介について、前述のようにその民事責任を負う場合については、プロバイダ責法制限法がこれを権利侵害に係る故意又は過失がある場合に限定している。これに対して、その刑事責任⁷¹⁾を負う場合については、刑罰法規の謙抑性の観点から、民事責任に係る場合と同等以下に限られるべきであろうところ、前者は現行法上故意犯に限定されている⁷²⁾。

違法な情報を媒介⁷³⁾したことによる刑事責任について、それに係る罪の正犯となるか共犯となるかを考察すると、まず、不特定又は多数の者によって様々な情報が自由に発信され、その交換や討論がなされうる場を提供すると

70) 名誉毀損表現（刑法230条）、侮辱表現（同231条）、わいせつ表現（同175条）、児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律2条3項）等の情報がこれに当たる。

71) この問題については、山口厚「プロバイダーの刑事責任」曹時52巻4号（2000年）1頁以下、佐藤雅美「プロバイダーの刑事責任について」刑法41巻1号（2001年）87頁以下、永井善之『サイバー・ポルノの刑事規制』（信山社、2003年）294頁以下、鎮目征樹「プロバイダ等の刑事責任」現刑6巻1号（2004年）17頁以下、奥村徹「プロバイダの刑事責任—判例の考察」情報ネットワーク法学会＝社団法人テレコムサービス協会編『インターネット上の誹謗中傷と責任』（商事法務、2005年）126頁以下、石井徹哉「プロバイダ等の刑事責任—児童ポルノおよび青少年の性的保護を中心として—」警察政策16巻（2014年）121頁以下、佐伯仁志「プロバイダの刑事責任」堀部監修・前掲注64）161頁以下等を参照。

72) 奥村・前掲注71）127頁、佐伯・前掲注71）161頁、品田・前掲注6）94頁注6）参照。

73) 前述のように（注65）参照）、判例上、プロバイダ責任制限法上の「特定電気通信役務提供者」にはアクセスプロバイダも含まれると解されているが、これは、アクセスプロバイダは発信者情報の開示に際して、発信者の特定に必要なその氏名等の情報を提供できる者であるためであり、他方でこれは送信防止措置等の対応をとりうる事業者ではないから（水谷編・前掲注63）180頁〔水谷〕参照）、違法な情報の媒介に係る刑事責任が問われうるのは原則として、その公開の場を提供するコンテンツプロバイダとなろう（永井・前掲注71）298頁以下参照）。

いう事業自体は社会的に許容された、社会的意義の高いものであるため、この事業者たるプロバイダにその媒介する情報についての常時監視等までの刑法的義務が課されるとは考え難いことから、違法な情報の媒介に係る罪責が問われる可能性がある場合とは、基本的に、当該情報を認識してから適切な対応が可能になる合理的期間を経過してもなお何らの対応をもなさない場合であると考えられる。そして、このような放置行為は、既に発信され公開されている違法な情報について、その発信行為自体を促進するものではないため、その発信行為に対する共犯としての責任は考え難く、よって罪責が問われうるとすれば不作為による正犯としてであるように思われる⁷⁴⁾。そこで、不作為正犯としての罪責の可能性を考察すると、作為義務の発生根拠に関しては、プロバイダには情報発信の場の管理者としての地位や、そこで違法な情報が発信された場合に法益侵害に至りうる経過を排他的に支配しているというような事情は認められえようが、プロバイダのこのような立場は、その管理するものが利益侵害の本来的な類型的危険性を伴うものであるがゆえにではなく、それが他人の違法な行為によって危険源へと化されたがゆえであり、またそもそも、問題となる情報が違法な情報か否かの判断自体が困難であることも多いと想定されることをも踏まえれば、この場合に、プロバイダにその発信の停止や削除をなすべき刑法上の作為義務を直ちに認めることは困難であろう⁷⁵⁾。

なお、このような放置が新たな公開（例えば違法な情報の更新等）を促進したと評価されうる場合には、なお幫助といった共犯成立の理論的可能性もなくはないが、このような場合については、プロバイダが自己の管理するサ

74) 山口・前掲注71)8頁以下、永井・前掲注71)304頁以下、なお石井・前掲注71)124頁以下。これに対して、奥村・前掲注71)141頁は幫助としての罪責となすとする（佐伯・前掲注71)168頁も参照）。

75) 永井・前掲注71)309頁以下、佐伯・前掲注71)164頁以下。石井・前掲注71)123頁以下は、違法な情報に係る罪は一般に抽象的危険犯であって因果経過の支配を想定できず、プロバイダに排他的支配を認め難いことを作為義務不存在の根拠とする。

ーバ等を利用した他人の犯罪行為を阻止すべき作為義務が認められるかが問題となると考えられるため、この場合に、管理者の地位にあるという事情のゆえにそのような刑法上の義務があるとまでは解し難いように思われる⁷⁶⁾。

以上のように、違法な情報の放置について、プロバイダに不作為犯としての罪責は認められ難いように思われる。もっとも、違法な情報の単なる放置にとどまらず、自ら直接に問題となる情報を投稿して公開するのではないが、これを直接なす者と意思を通じてそれを促すなどといった関与が認められるような場合には、プロバイダにもそれに係る罪責が認められえよう。近時の最2決令和3・2・1刑集75巻2号123頁⁷⁷⁾においては、自己の管理する性的動画等の投稿サイトの運営状況を通じて、投稿者との間に黙示の意思連絡が認められるとして、同サイトの管理者にわいせつ電磁的記録記録媒体陳列等の共同正犯の成立が認められている⁷⁸⁾。

四 おわりに

本稿では、DPF事業者に対する、情報の取扱いに係る法的規制を概観した。前述のように、現時点の我が国においては、同事業者に係る法的な規律につき刑事規制をより積極的に活用すべきとするまでの議論や動向は存在していない。このこと自体は刑罰法規の謙抑性、最終手段性という性格に沿

76) 永井・前掲注71)306頁、312頁。

77) 評釈として、吉戒純一「判批」ジュリ1562号(2021年)98頁以下、今井康介「判批」法学85巻2号(2021年)197頁以下、高橋直哉「判批」法教493号(2021年)142頁、星周一郎「判批」刑ジャ69号(2021年)264頁以下、照沼亮介「判批」『令和3年度重要判例解説』(有斐閣、2022年)131頁以下、平山幹子「判批」速判解刑法185号(2022年)1頁以下等。

78) 刑事責任が認められたその他の裁判例については、奥村・前掲注71)131頁以下、同「プロバイダの刑事責任一名古屋高裁平成19・7・6と東京高裁平成16・6・23」情報ネットワーク7巻(2008年)38頁以下、島田聡一郎「判批」刑ジャ9号(2007年)135頁以下、佐伯・前掲注71)162頁以下等を参照。なお、近時、ドイツにおいては、違法なサービスや物品のやり取りを専ら行うDPFの運営自体を処罰する規定(ドイツ刑法新127条)が新設されたとされる(品田・前掲注6)95頁参照)。

ったものではあるが、規制による保護の対象としての情報という側面、特に同事業の利用者の個人情報の保護については、その先進諸外国における保護水準と比較した我が国の現状は、クッキーないし閲覧履歴の取扱いにみられるように、未だ十分とはいえないように思われる。このようなハーモナイゼーションの不十分さはその利用者にとっての不利益の可能性のみならず、我が国の同事業者の国際競争力の低下にも作用しかねないであろうから、それを国際水準程度にまで引き上げていくことが今後の課題となるように思われる。

この点を含めたDPF事業者に対する法的規制のエンフォースメント手段について、国際的な潮流としては、刑事罰よりもむしろ、制裁金あるいは民事制裁というかたちでの制裁の厳格化が進展している。我が国においては、前述のように、個人情報保護法や電気通信事業法において違反事業者の公表制度も設けられており、これらは社会的評価を重視する日本企業に対しては有効でありうるとしても、外国法人等に対する違反抑止効果は明らかではなく、それゆえに、我が国においても今後、金銭的制裁の一層の厳格化等は重要な検討課題となりえよう。その意味で、本稿でも触れた課徴金や過料といった行政制裁、あるいは民事賠償、更にはこれらと罰金や没収という刑事罰につき、それぞれの意義や棲み分け、相互関係等につき総合的見地から改めて検討を行うことが喫緊の課題であるように思われる⁷⁹⁾。

79) なお、経済産業省において2019年に設置された「Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会」では、サイバー空間とフィジカル空間とが融合したシステムによって持続可能な経済発展と社会的課題の解決を両立させる、人間中心の社会であるSociety5.0の実現に向けた、新たなガバナンスモデルの在り方の検討が行われている。三度に渡り取り纏められたその報告書においては、このような社会の実現にはイノベーションの促進とそのリスクのコントロール等を要するところ、これには事前には国家があるべきルール（法律）を定めてエンフォースメント（罰）するという伝統的なガバナンスモデルは最適ではないとして、企業、個人・コミュニティ、政府といったステークホルダーが、信頼の基盤に基づいて、共有されたゴールの達成のためのシステムをデザインして運用し、その評価や分析によりシステムやゴール自体も柔軟に修正していくという

* 本稿は、JSPS科研費（課題番号21K01194）の助成を受けた研究成果の一部である。

アジャイル・ガバナンスのモデルが提示されている（直近の報告書として、同検討会「GOVERNANCE INNOVATION Ver.3：アジャイル・ガバナンスの概要と現状」（2022年8月8日）（経済産業省ウェブサイト（<https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220808001/20220808001-a.pdf>）参照）。また、オードリー・タンほか「アジャイル・ガバナンスとソーシャル・イノベーション」NBL1209号（2022年）35頁以下、稲谷龍彦「Society5.0における新しいガバナンスシステムとサンクションの役割（上）、（下）」法時94巻3号（2022年）98頁以下、同巻4号（同年）111頁以下も参照）。このようなガバナンスモデルについての検討も重要となろう（同ガバナンスモデルを批判的に考察するものとして、中里浩「デジタルプラットフォームの競争法上の課題、刑事法との接点」NBL1228号（2022年）45頁以下参照）。